THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA





名古屋千種ロータリークラブ

承 認 1982年

例会日 火曜日 12·30 例会場 愛知厚生年金会館

事務局 干個 千種区池下一丁目4番18号

井上ビル4F D号

会 長 水野民也

No.13 (1982~1983)

MANKIND IS ONE-Build Bridges of Friendship Throughout the World 人類はひとつ 世界中に友情の橋をかけよう 1982~83年度RI会長向笠広次

第13回例会 昭和57年11月9日(火)晴

◇ "奉仕の理想"

◇出席報告

会員 39名 出席 31名 出席率 79.49%

◇前 回 11月1日(修正出席率) 100% make up

深見君(10/29岐阜東南),加藤(正)君(11/6) 守山,加藤(敏)君(10/30守山),黒野君(11/4 瑞穂),永野君(11/6守山)

- ◇ビジター紹介 9名
- ◇誕生日祝福

加藤(大)君(11/4)

◇ニコボックス

竹内君(スピーチをさせて頂きます),加藤 (大)君(アジア大会インドニューデリーへ出発, 1ケ月ホームクラブを欠席致しますので),日下君(早退させていただきます),山村君(夫人誕生祝),加藤(大)君(誕生祝)

◇三輪副幹事報告

- 1. 次週例会終了後臨時総会を行いますので 全会員の方はお残り下さい。
- 2. 11月28日(日)岐阜北RCの認証状伝達式 に登録された方はお忘れなくご出席頂きま すようお願い致します。
- 3. ロータリーの友11月号が来ておりますの で、お持ち帰り下さい。
- 4. 認証状伝達式について
- ●100万円の支出になりましたが 先 回理事会 にて一般会計より繰入れる事に決定致しま したので御了解頂きますようお願い致しま す。
- 記念写真はアルバムにして全会員の方にお 求め頂きますのでよろしくお願い致しま す。(一冊12,000円)
- ●ビデオは式典で1本名フィルの音楽をバックに入れ懇親パーティーの物を1本で2本 1組として25,000円です。尚メーカーは事

務局にお申し出下さい。

●11月21日(日)午前8時15分よりCBCの "若いダイヤル"にて当日のもようが放映 されます。

◇菅原親睦委員長報告

先回お手紙にて連絡をさしあげましたが、 ゴルフ会と麻雀会が出来ましたので多数参加 いただきますようお願い致します。

◇水野(民)会長挨拶

第13回の例会が多くのビジターをお迎えして開催出来ますことを、まず厚く御礼申し上げます。今週は手帳の3ページ目を開けて下さい。ロータリー財団週間と出ており、15日を含む週となっております。

ロータリー財団については新入会員の講義の際にお話は聞いていただけたと思いますが、端的に云って、千ドルを財団に寄付して頂くと、例えば事業場がオープンしたとか、勲章をもらったとか、初孫が生れたとか嬉願いことのあった時に、無理をしないでお願いことのあった時に、無理をしないでおりましてのもしてがりる訳です。分割して10回の方法もあしてよりまです。分割して10回の方法もあしておりまです。その世区から7、8名、世界では毎年数百名からで地区から7、8名、世界では毎年数百名からである。その一人としてのででででででででででいます。そのでででででででででいます。

私は4日に正倉院の見学に行き、紅葉もちらほらの奈良をアベックで散策し、続いて大和文華館で、仏像展を見て参りました。シルクロードではありませんが、日本文化の高さ、遣唐、遣隋の人々や、朝鮮半島から対馬経由でもたらされた文化、また、南方インド系フィリピン、沖縄の島づたい文化が、日本の文化への昇華された見事さに感動して帰っ

て参りました。年末の家族会もこれらの文化 にふれる会が出来ればと考えています。

◇講 演

"生かされている"

会員 橋本 義郎 君



今度,ご縁を頂いて ロータリアンとして, その末席を穢すことに なりました。どうかし ろしくお引きまわし頂 く様お願い致します。 昨年は国際障害者年

でありました。私はテレビで又出版物等を通 して、両手の無い20歳になるサリドマイド児 の吉森こづえさんのことを知りました。両手 の無い彼女はこう語りかけました。「私がこ ういう形で生まれるのは当然である。今まで に悲しくて泣いたことはない。もし手があっ たらなんて思ったことは全くない。」私は, 彼女の素晴しい生きざまに非常な感動を受け ました。と同時に、両親がいろんな中を、よ くぞここまで育てられたなと二度の感動を禁 じ得ません。両手があったらなんて思った事 がないと, 唯一絶対の人生を堂々と生きてい るのです。更に彼女は言葉を続けました。 「自動車に乗れたり、ブランコに乗れたりす ることは、人がやれることが一つずつ出来た ということに於てうれしいけれども,生きて いく上には問題のないことである。」うれし いけれども、私が生きていくという、このす ばらしいことの前にはさして問題のないこと であると、これ又堂々と語っています。

生きることの尊厳とは一体なんでしょうか。それは自分で生きているという傲慢ではなくして、生かされているという現実の積極的な認識でありましょう。しからば、一体により生かされているのか。陽気ぐらしをいとの目的をもって、人間を創造され、めまりをもれているのです。「大きないとの目がある。」これが人間社会の最大に表が居るから僕がある。」これが人間社会の方と思います。「僕が居るから異がある」のではありません。この厳然たる現まを、いつも自分に問いかけ、かつ人に伝じていまないのであります。

"優生保護法指定医"

会員 竹内 真三 君



「優生保護法」という昭和23年に出来た法律があります。昭和26年に大きな改正があり、その後も時々手直しが行われましたが、全部で39条の条文から

成り立って居ります。人工中絶に関連して, その周辺の事項,即ち,如何なる時に,如何 なる場所で,如何に為されるべきかという事 を,法律的に決めたものが,優生保護法とい う法律であります。戦後,社会情勢,経済情 勢の変化により,一つには,不良なる孫の出 生防止,二つには母体の健康保護を目的に, 法律が誕生した訳です。

医師会は、その能力、キャリアを勘案し、 一定の条件を満たす専門医を優生保護法指定 医と指定し, 更に教育します。指定医は適切 且十分な処置が可能と認定された指定医療機 関に於てのみ,施術が許されます。しかし, 指定医師といえども、優生保護法第14条に示 される五項目の適応項目以外の理由での中絶 は許されておりません。 例えば遺伝病とか, 精神病とか、癩病とか又強姦とかの不如意の 妊娠の場合は許されます。しかし現在では, そうした理由は極めて少なく, 殆どは, 「妊 娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由に より、母体の健康を著しく害するおそれのあ るもの」という条項を適用して、人工中絶が 実施されているのが実情です。この身体的と は一体何か,経済的とは一体何かという事に 関しては細かい規定はありません。文字通り であるというわけです。法律が施行されて約 30年になるわけですが、厚生省の指導と医師 会の運営が極めて弾力的且適切に行われ、大 局的にはスムーズに今日に至って居ります。

ところが3年毎にこの優生保護法の改正が 提唱されます。3年毎の参議院議員の改選の 度に、宗教界をバックにした議員が提案する からです。そして現在この14条第4項の中の 「経済的理由」を削除する事を提案しており ます。経済的理由を削除した場合、中絶の適 応は身体的理由に限られ、余程の重病人以外 は、全て生みなさいという事になります。そ の結果は所割ヤミ中絶(非合法中絶)の緩和 は世界の趨勢であります。敢えてこの流れに 棹さそうという改正論が単に参議員選挙の集 票の為とあっては許される事ではないので す。皆様にもこの意味を深く御理解頂きたい と思います。

◇次回例会(11月16日)

卓話"建設業この道34年"

会員 菊池 昭元 君

会合 臨時総会(例会終了後)

1983~84年度理事役員選出方法の件

◇次々会例会(11月23日)

法定休日の為例会はありません。